

奈良県三宅町 企業立地ガイド

三宅町をビジネスの本拠地に！！

ごあいさつ



三宅町長 森田 浩司

本町は、大和高原や吉野群山、生駒・金剛の山々に囲まれた奈良盆地のほぼ中央部にあります。

古くは聖徳太子が政務を行うため、住まいである斑鳩の里から明日香へ通われた道路の一部として現存する太子道(筋違道)があり、また、その途中にある屏風地区は、生涯をかけて病気や社会的弱者の救済などに尽力されたことから、社会福祉の先駆者といわれています。忍性菩薩が生まれた地でもあり、歴史と文化が香るまちです。

本町にて企業立地をお考えの皆様、まずはお気軽にご相談ください。町をあげてオール三宅でサポートさせていただきます。

三宅町の位置について

三宅町は、霊峰金剛・葛城の山並みを望み、飛鳥川・曽我川・寺川の肥沃な流域にひらけた緑豊かな自然環境に恵まれた地域です。万葉集の相聞歌の中にも「三宅の原」「三宅道」と詠われているように万葉の時代からその名を知られ歴史のいきづく町です。

位置 北緯34度34分12秒

東経135度46分33秒

面積 4.06km²（南北最長2km/東西最長3.4km）

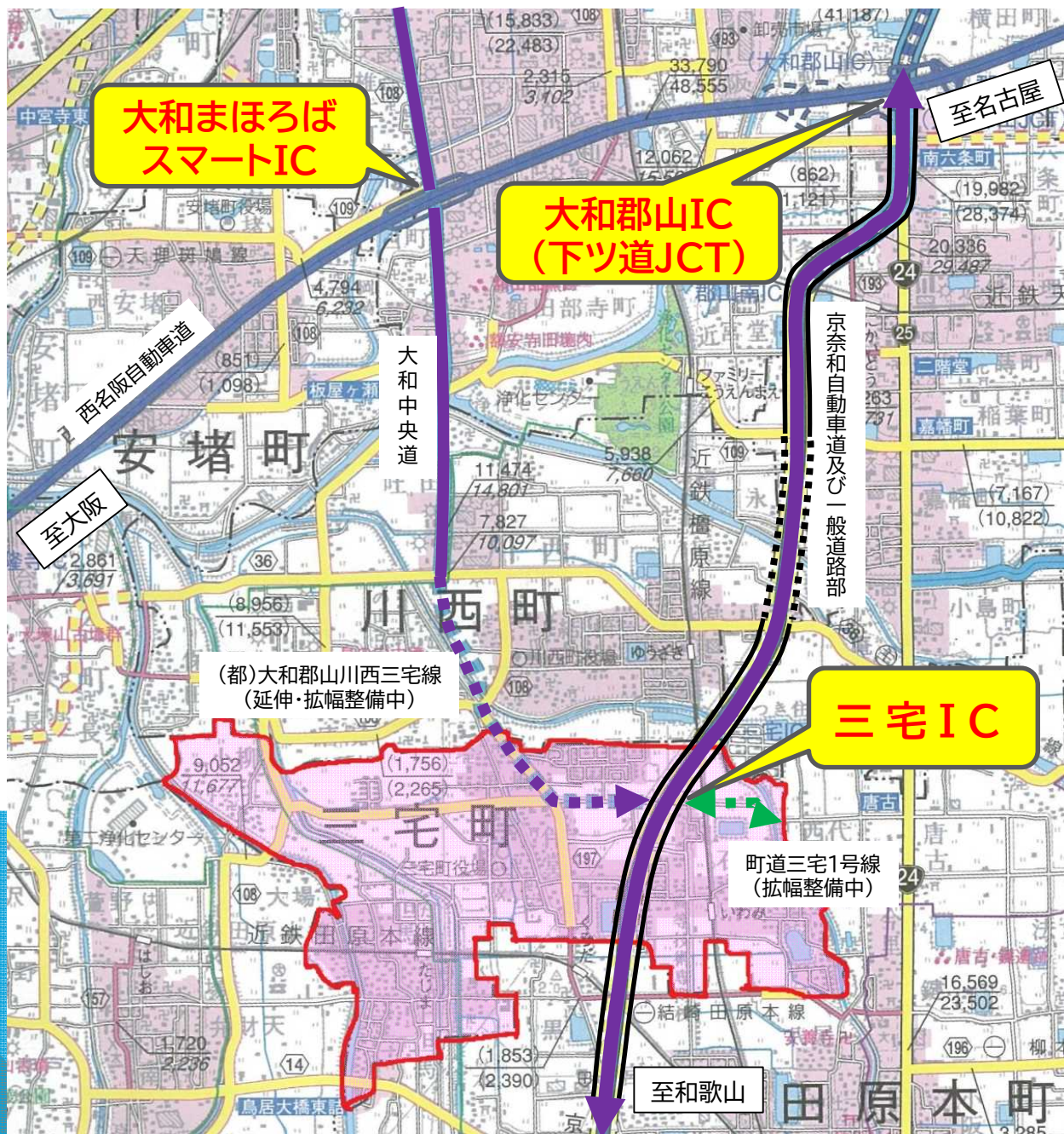


変わる交通網により企業立地に適した町へ

京奈和自動車道の供用の開始に加え、奈良県の重要な幹線道路である大和中央道が延伸され、都市計画道路(大和郡山川西三宅線)として三宅ICで接続します。

これにより、西名阪自動車道の大和まほろばスマートICから、京奈和自動車道の三宅IC、さらに、大和郡山IC(下ツ道ジャンクション)と奈良県の巡回幹線道路が開通する見込みです。

さらに三宅IC東側では、国道24号線へとつながる町道三宅1号線の拡幅整備を行っており、今後ますます県内および県外各地への交通アクセスの利便性が高まります。

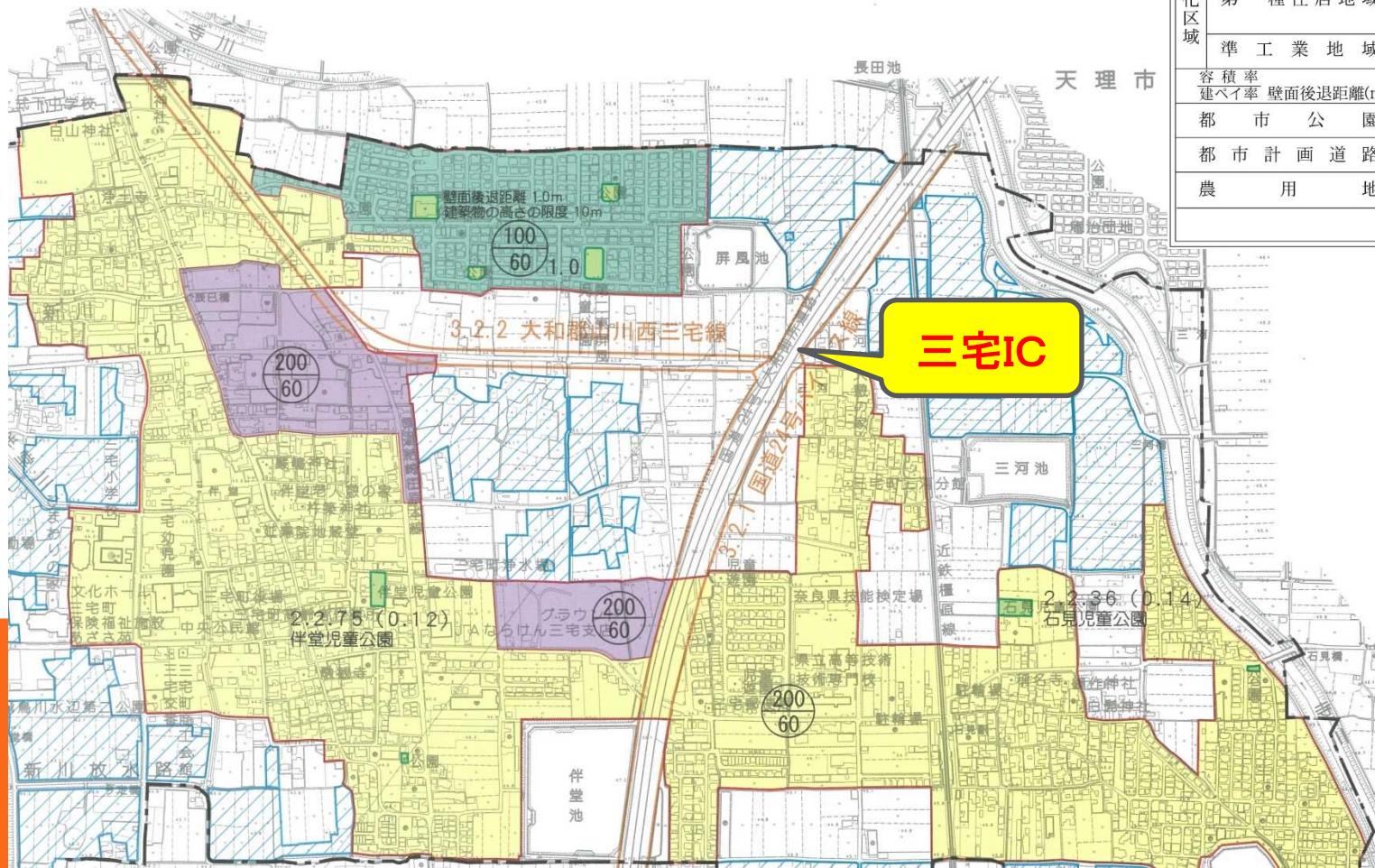


三宅インター周辺の様子



三宅町の都市計画図の一部

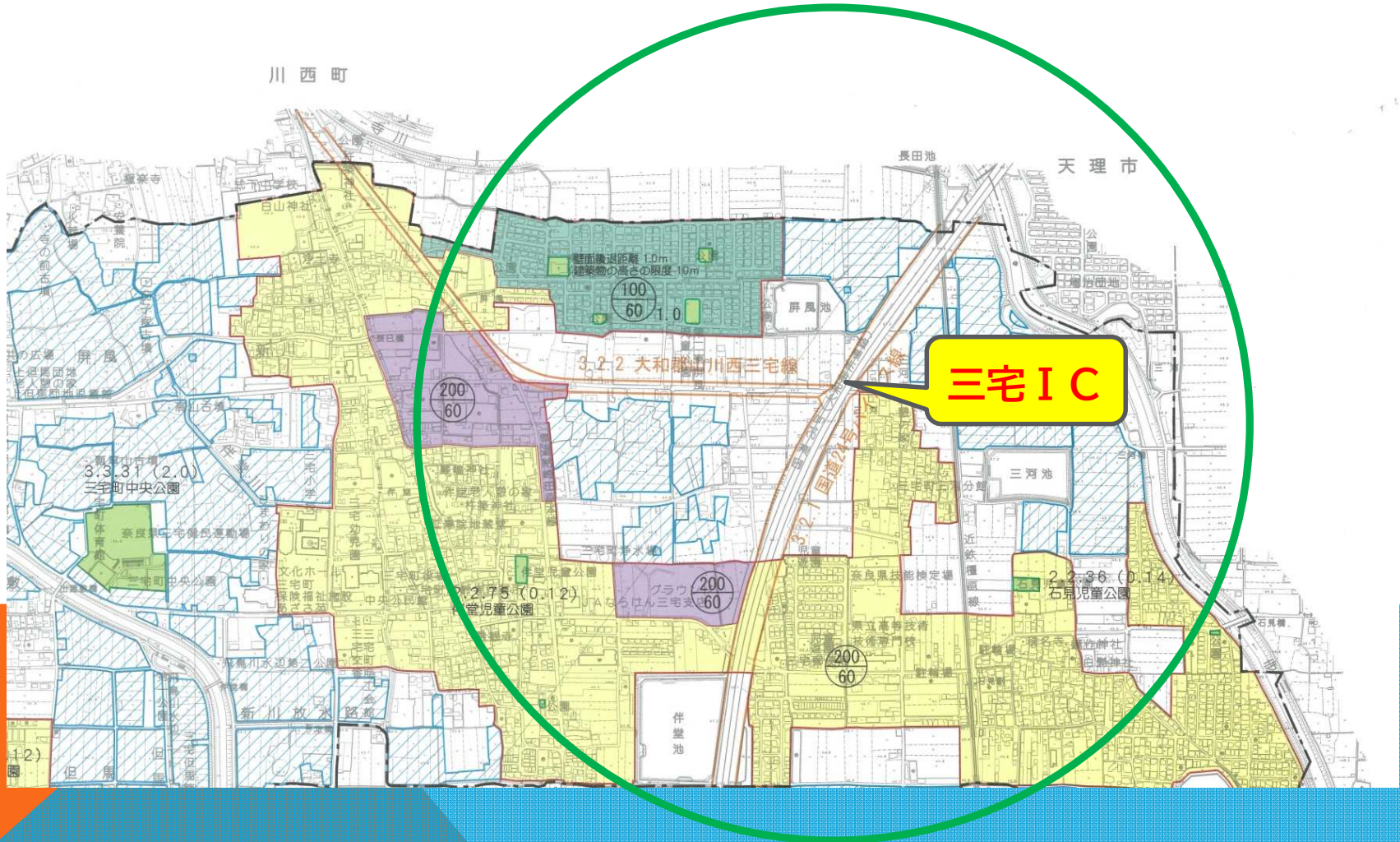
川西町



凡 例	
市街化区域	第一種低層住居専用地域
	第一種住居地域
	準工業地域
	容積率 建ぺい率 壁面後退距離(m)
市街化区域	都市公園
	都市計画道路
	農用地
	15m高度地区
	20m高度地区
	20m高度地区
	1.0

インターチェンジ周辺への立地

三宅インターチェンジ周辺等で、特定流通業務施設又は工場で、一定の要件を満たすものについては市街化調整区域であっても立地が可能です。



詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。

県が指定する業種の地域振興産業の立地

地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、一定の要件を満たすものについては、市街化調整区域であっても立地が可能です。三宅町で、奈良県から地域振興産業の指定を受けている伝統型産業は、プラスチック、スポーツシューズ、グローブ・ミット、地域産業では、機械金属が対象業種です。



三宅町の企業立地優遇制度等について（工業施設対象）

	要 件	内 容
優遇税制	県又は国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円超（農林漁業関係業種は5,000万円超）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） 期 間：3年度分
奨励金	【対象となる事業者】 製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者 【要 件】 ○新設・増設・移転（町内の既存企業） ①～⑤のすべてに該当するもの ①－1 新設の場合 敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上 ①－2 増設の場合 拡充：延床面積が10%以上増加 全部建替：延床面積が増加 指定地域内に移転：延床面積が増加 *既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ②投下固定資産総額が1億円以上 ③常用雇用者が3人以上 ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと <企業立地奨励品交付奨励金 追加要件> 上記要件に加えて、以下の要件に該当すること ①新設かつ本社機能の移転であること ②工場立地法に基づく特定工場に該当すること ③投下固定資産総額が3億円以上 ④従業員数が10人以上（常時勤務）	<u>企業立地奨励金</u> 投下固定資産税相当額の1/2（期間：5年度分） <u>雇用促進奨励金</u> 町内居住者を1年以上雇用した場合、 常用雇用者 1人につき30万 準常用雇用者 1人につき20万（10名まで） 短期労働者 1人につき10万（10名まで）（限度額500万円） <u>埋蔵文化財発掘奨励金</u> 発掘調査に要した費用（限度額500万円） <u>治水対策奨励金</u> 規定貯留量を超えた貯留量1㎡あたり5万円を乗じて得た額 （限度額300万円） <u>給水装置設置奨励金</u> 加入金の納付額 1/2 <u>環境施設奨励金</u> 太陽光発電施設の設置に要した費用の 1/2（限度額300万円） <u>緑地保全奨励金</u> 規定緑地面積を超えた面積1㎡あたり1,000円を乗じて得た額 （限度額50万円） <u>企業立地奨励品交付奨励金</u> ※他の奨励金要件に加えて別途要件あり 営業用自動車1台（本体と付属品）を購入した費用（限度額200万円）

三宅町の企業立地優遇制度等について（商業施設等対象）

	要 件	内 容
奨励金	【対象となる事業者】 卸売業、小売業、飲食サービス業、医療、福祉を行う者 ただし、風営法第2条に規定する営業に該当するものを除く 【要 件】 ○新設・増設・移転(町内の既存企業) ①～⑤のすべてに該当するもの ①－1 新設の場合 敷地面積が卸売業、小売業、飲食サービス業は900㎡以上、 医療、福祉は500㎡以上 ①－2 増設の場合 拡充:延床面積が10%以上増加 全部建替:延床面積が増加 指定地域内に移転:延床面積が増加 *既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、 新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ただし、公共事業に伴う移転の場合はこの限りでない ②投下固定資産総額が3,000万円以上 ③従業員数が2人以上(常時勤務) ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと	企業立地奨励金 投下固定資産税相当額の1/2(期間:5年度分) 雇用促進奨励金 町内居住者を1年以上雇用した場合、 常用雇用者 1人につき30万 準常用雇用者 1人につき20万(5名まで) 短期労働者 1人につき10万(5名まで)(限度額100万円) 埋蔵文化財発掘奨励金 発掘調査に要した費用(限度額200万円) 治水対策奨励金 規定貯留量を超えた貯留量1㎡あたり5万円を乗じて得た額 (限度額100万円) 給水装置設置奨励金 加入金の納付額 1/2 環境施設奨励金 太陽光発電施設の設置に要した費用の 1/2(限度額100万円) 緑地保全奨励金 規定緑地面積を超えた面積1㎡あたり1,000円を乗じて得た額 (限度額50万円)
〈特定区域内の要件緩和〉※特定区域…町道三宅2号線(結崎第7号踏切から伴堂東交差点区間)からおおむね100m以内の区域 ①－1 新設の場合 100㎡以上、②投下固定資産総額が1,000万円以上、③従業員数が1人以上、と要件が緩和される。 ただし、医療・福祉を行うものについては、一部適用除外		